

平成 16 年 10 月 25 日

市内指定居宅介護支援事業所管理者 様  
市内指定訪問介護事業所管理者 様

名古屋市健康福祉局介護保険課指導係

## 通院等乗降車介助サービスに係る介護報酬算定上の取扱いについて

標記サービスについては、平成 15 年 3 月 3 日付老企第 36 号一部改正通知及び平成 15 年 5 月 8 日付老振発第 0508001 号通知・老老発第 0508001 号通知において介護報酬算定上の基本的な取扱いが示されているところですが、平成 16 年 7 月 21 日付名古屋市健康福祉局介護保険課発出の「訪問介護サービスの通院・外出介助に係る主な Q & A について」においても関連サービスの Q & A を掲載し、取扱いに遺漏が生じないよう周知を図ってきたところです。

つきましては、先般、標記サービスに関連する Q & A を発出後、市内居宅介護支援事業者等から当課に照会が集中している質問内容と回答内容の要旨を下記のとおりとりまとめましたので、関係従業者に周知を図っていただきますようお願いいたします。

なお、標記サービスに関連する各種通知、取扱い文書は N A G O Y A かいごネットの下記のメニューからご覧になれますので、必ずご一読いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 Q & A まとめ

Q 1 : 通所介護、通所リハ、短期入所生活介護又は短期入所療養介護サービスを利用する際の送迎手段として通院等乗降車介助のサービスを利用する場合は、利用者の心身の状況により事業所の送迎車を利用できないなど「特別な事情」のない限り、通院等乗降車介助（100 単位）は算定できないとありますが、心身の状況により事業所の送迎車を利用できない「特別な事情」とは具体的にどのような状態像の方を想定していますか。

A 1 : 心身の状況により事業所の送迎車を利用できない「特別な事情」に該当する状態像の方とは、送迎の際に、寝台車両の利用を必要とする「ねたきり状態の方」、又は「ねたきりに近い状態の方」、あるいは車椅子装備車両の利用を必要とする「座位保持の困難な方」などを想定しております。従いまして、介護支援専門員が行うアセスメント内容から「特別な事情」に該当する状態像であることが裏付けられていることが必要であり、併せて居宅サービス計画に当該サービスの利用を必要とする理由が記載されていることが必要となります。

Q 2：通所介護、通所リハ、短期入所生活介護又は短期入所療養介護サービスを利用する際の送迎手段として通院等乗降車介助のサービスを利用する場合の要件である「特別な事情」に、当該事業所が送迎サービスを実施していない場合、又は利用者の居宅が当該事業所の送迎サービスの実施地域外である場合は該当しますか。

A 2：介護報酬の改正（通院等乗降車介助サービスの新設）に伴い平成 15 年 4 月以降、当該事業所が送迎サービスを実施していないこと、又は利用者の居宅が当該事業所の送迎サービスの実施地域外であることを理由としては、通院等乗降車介助のサービスを利用することはできなくなりましたのでご注意ください。  
なお、送迎手段として一般のタクシー等を利用し、運転手とは別にヘルパーが付添い介助を行う場合（常時の見守り援助が必要な利用者については運転時間中も含めて）は、従来どおり身体介護を算定できます。

Q 3：病院の診察室又は透析室においてヘルパーが提供するサービスは、理由の如何に関わらず訪問介護費は算定できませんか。

A 3：診察時間中又は人工透析時間中にヘルパーが提供するサービス（利用者が診察室又は透析室に入室してから退室するまでの間に提供されたサービス）は、理由の如何に関わらず訪問介護費は算定できません。

なお、診察時間中又は人工透析時間中は、基本的に医療機関のスタッフにより対応されるべきものですが、止むを得ない事情によりヘルパーがサービス提供をせざるを得ない場合は、介護保険外のサービスとして取扱うこととなります。この場合、介護保険外のサービスとして利用料を徴収するかどうかは事業者の判断によりますが、介護保険外のサービスとして利用料を徴収する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に説明し、同意を得る必要があります。

Q 4：アセスメントの結果、常時の見守り援助が必要でないと判断される利用者については、診察を受けるまでの間、待合室において実際にヘルパーが利用者に付き添っていたとしても、いわゆる診察のための単なる待ち時間ということで訪問介護費の算定はできないと考えてよろしいですか。

A 4：介護支援専門員が行うアセスメントの結果、常時の見守り援助が必要でないと判断される利用者については、ケアプラン上の位置付けができないため訪問介護費は算定できません。

Q 5：「通院等乗降車介助サービスを提供できる名古屋市内の訪問介護事業所一覧」に記載されていない事業者は、通院等乗降車介助と同じ内容のサービスを行っても身体介護を算定することができないとのことですが、一般のタクシー、又は家族が運転する車に、運転手とは別に、もう 1 人のヘルパーが同乗し、利用者の介助を行う場合は、通院・外出介助として身体介護を算定できますか。

A 5：運転手とは別に、もう 1 人のヘルパーが乗車前介助・乗車介助・運転中の付添い介助（常時の見守り援助が必要な場合に限る。）・降車介助・降車後介助を行う場合は、一連のサービスに要した全時間について身体介護を算定できます。

## 2 NAGOYAかいごネットに掲載されている関連通知及び取扱い文書

### (1) 事業者のページ：情報メニューの「介護タクシー」に掲載されている通知等

- 名古屋市内で「通院等のための乗車・降車の介助」の算定できる事業者一覧
- 介護輸送に係るタクシー事業許可基準の緩和措置
- 介護輸送の法的取扱いと介護保険（訪問介護）の適用関係について
- 訪問介護サービスの通院・外出介助に係る主な Q & A について
- 「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について
- 「通院等乗降車介助」を伴う訪問介護費の算定について

### (2) 事業者のページ：情報メニューの「介護保険課からのお知らせ（事業者）」（平成 15 年度掲載分）に掲載されている通知等

- 老企第 36 号通知要約版
- 介護保険に係る Q & A について（平成 15 年 6 月 30 日事務連絡）
- 介護保険に係る Q & A について（平成 15 年 5 月 30 日事務連絡）

### (3) 事業者のページ：情報メニューの「介護保険関係法令」に掲載されている運営基準・通知等

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準